

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	八王子市 地方税の賦課徴収に関する事務(滞納整理事務を除く) 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八王子市は、地方税の賦課徴収に関する事務(滞納整理事務を除く)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

八王子市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の内容 ※	八王子市では、地方税に関する賦課徴収に関する事務として、以下の「市民税・都民税（以下、「住民税」という。）関係事務」、「固定資産税関係事務」、「軽自動車税関係事務」、「収納管理関係事務」、「証明発行関係事務」を行う。（別添1を参照） - 住民税関係事務 ①申告書等の課税資料に基づく課税計算 ②住民税の課税に関する事務 ③住民税の徴収に関する事務 - 固定資産税（都市計画税及び特別土地保有税を含む）関係事務 ①土地、家屋及び償却資産の調査 ②土地、家屋及び償却資産の評価 ③固定資産税課税に関する事務 ④固定資産税の徴収に関する事務 - 軽自動車税関係事務 ①軽自動車税の課税に関する事務 ②軽自動車税の徴収に関する事務 - 収納管理関係事務 ①収納及び課税の状況による収納管理事務 ②滞納者情報による督促状送付等の滞納管理事務 - 証明発行関係事務 - 課税証明書、納税証明書等の発行事務
③対象人数	30万人以上 <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	総合税システム（以下、「税務システム」という。）
②システムの機能	地方税法に基づく住民税、固定資産税、軽自動車税の賦課徴収等を管理するシステムで、以下の機能を有する。 - 宛名管理 - 各機能に共通する機能として氏名・住所等の基本情報を管理する機能 - 住民税課税 - 賦課期日時点での住民税の課税額の算出及び納税通知書を作成する機能 - 固定資産税課税 - 賦課期日時点での固定資産税、都市計画税の課税額の算出及び納税通知書を作成する機能 - 軽自動車税課税 - 賦課期日時点での軽自動車税の課税額の算出及び納税通知書を作成する機能 - 収納・納税管理 - 上記で課税した税額に基づく地方税の収納を管理する機能 - 証明発行 - 課税証明書、納税証明書等を発行する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☒ その他（滞納整理システム、課税支援システム、eLTAシステム） ☒ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	eLTAXにて提出(申告)された以下のデータについて、地方税共同機構から、総合行政ネットワーク(以下、「LGWAN」という。)を通じて受信するシステムで、以下の機能を有する。 1. 住民税 住民税の課税資料のうち、給与支払報告書・公的年金等支払報告書・公的年金からの特別徴収(以下、「年金特徴」という。)関連データを受信し、課税支援システムに取込むための連携ファイルを作成する。 2. 固定資産税 eLTAX上で確認できる償却資産に係るデータを閲覧する機能。必要に応じてデータを税務システムに入力する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (課税支援システム)
システム3	
①システムの名称	課税支援システム
②システムの機能	住民税の当初課税資料となる国税連携データ受信システムにて受信した確定申告書データ等を取込むシステムで、以下の機能を有する。 1. データチェック 各種所得計算や控除、扶養区分等のエラーチェックをかける機能 2. 税務システム連携データ作成 最終的な課税計算をする税務システムに取込むため、連携データを作成する機能 3. 取込んだデータのイメージ管理 各種資料について、帳票イメージを管理する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (国税連携データ受信システム)
システム4	
①システムの名称	国税連携データ受信システム
②システムの機能	地方税共同機構から、LGWANを通じ、国税庁に提出された確定申告書及び法定調書等のデータを受信するシステムで、以下の機能を有する。 1. データ受信状況確認 データの受信日や受信した確定申告書の区分、その他各種状況を確認する機能 2. データ他市回送 課税権がない者のデータを他自治体へ回送する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (課税支援システム)

システム5	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	納付交渉状況や処分執行状況の管理など滞納整理業務全般に対する機能を有し、市税等滞納者の個人番号を利用して、基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所)と市税の賦課状況・納付状況・折衝履歴・整理業務執行状況などの情報を紐づけてシステム画面上に表示する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下、「既存住基システム」という。)
②システムの機能	住民基本台帳の照会を行う機能を有し、当該システムを使用する職員等は、更新作業は行えず、照会権限のみ付与されている。(一部の項目は、参照不可) 当システムのデータの一部は税務システムに取込まれており、税務システム上でも参照可能となっている。ファイルの種類により、5分もしくは10分間隔で同期を取る。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (eLTAXシステム)
システム7	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	住民基本台帳ネットワークシステムの業務アプリケーション機能と公的認証機能を併せ持つ端末(以下、「統合端末」という。)において入力された4情報(氏名、性別、生年月日、住所)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

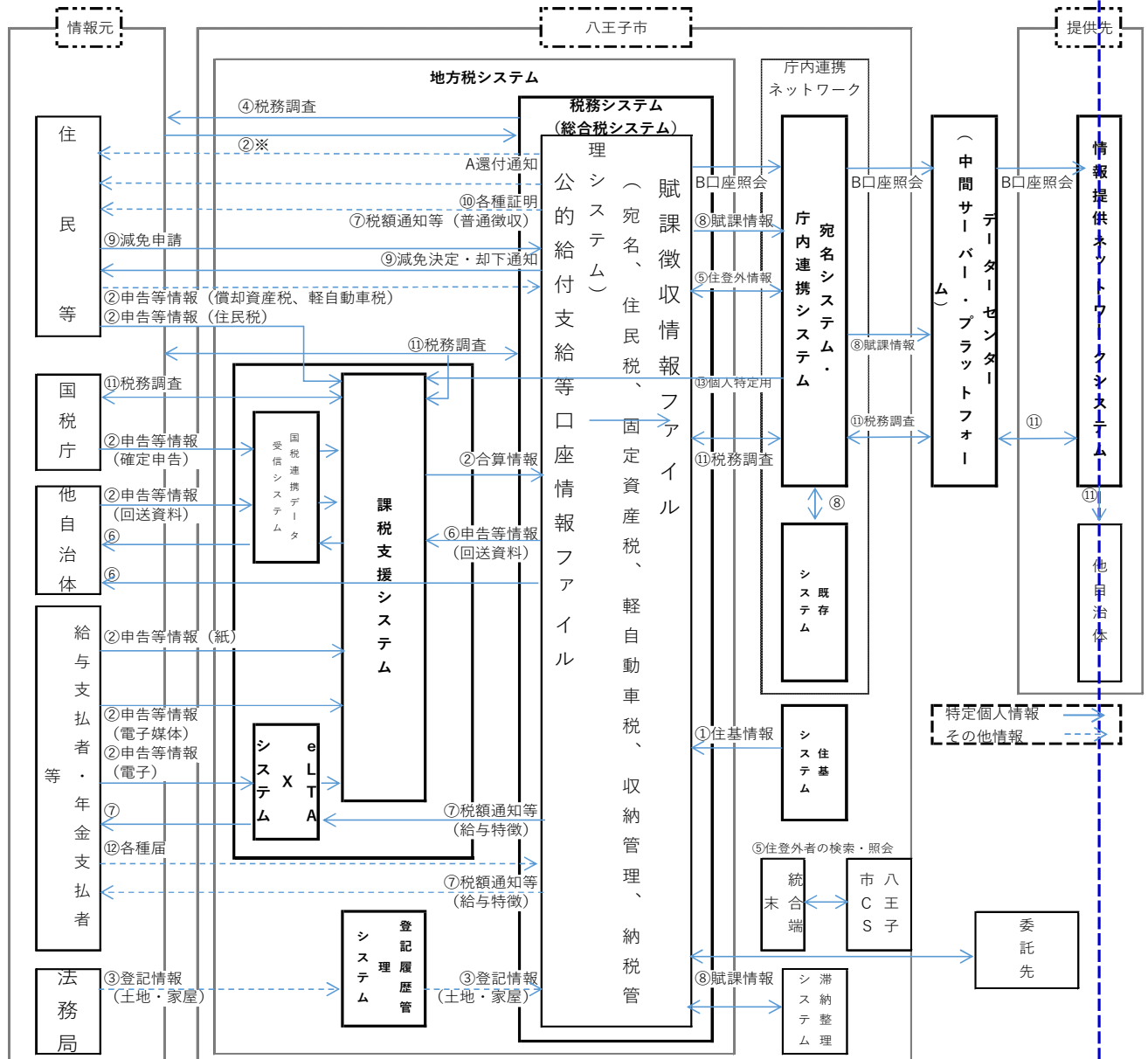
システム8	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続 中間サーバーと個人情報を保有・管理するシステム(以下、「既存システム」という)との間で宛名システムを通じて情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等を連携する機能 5. 情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等の記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能 8. セキュリティ管理 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム9	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(以下、「宛名システム」という。)
②システムの機能	1. 宛名情報管理 中間サーバー及び既存システムで統一的に利用する団体内統合宛名番号の付番管理、宛名情報等の管理を行う機能 2. 中間サーバー連携 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号と紐付く宛名情報等を通知する機能 3. 既存システム連携 既存システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号と紐付く宛名情報等を通知する機能 庁内連携システムから中間サーバーに格納すべき情報を取得する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー、既存システム)

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 賦課徴収情報ファイル (2) 課税支援システムファイル (3) 公的給付支給等口座情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
① 事務実施上の必要性	1. 賦課徴収情報ファイル ① 住民税の税額決定や減免等にあたって、課税対象者の所得情報、各種控除に係る情報を正確に把握するため。また、確定申告書・給与支払報告書・公的年金支払報告書・住民税申告書等の課税資料や、扶養情報、生活保護受給情報・障害者情報などの名寄せを確実に行う必要があるため。 ② 固定資産税の税額決定や減免等にあたって、課税対象者の登記・申告情報を正確に把握するため。また、同一の土地・家屋・償却資産所有者の名寄せを確実に行う必要があるため。 ③ 軽自動車税の税額決定や減免等にあたって、課税対象者の登録情報を正確に把握するため。 ④ 地方税の徴収及び滞納処分にあたって、各個人の収納状況を正確に把握しておく必要があるため。また、滞納者各個人の滞納状況及び各種調査結果等の情報を正確に把握しておく必要があるため。 2. 課税支援システムファイル 取扱う確定申告書データとほかの課税資料に関し、名寄せを確実に行うため。 3. 公的給付支給等口座情報ファイル 地方税の過誤納金還付処理において、公金受取口座の利用確認を行うため。
② 実現が期待されるメリット	1. これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(所得の証明書等)の省略が図られる。 2. 転入・転出者の基本情報が正確に把握できる。 3. 他の地方自治体及び行政機関等から入手した情報と八王子市保有情報との突合がより正確になる。 4. 課税事務の効率化と公平で正確な税負担の実現(課税漏れの防止)。 5. 効率的な名寄せ・突合により、課税計算や扶養控除の確認が効率的に行われる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	八王子市財政部 税制課、住民税課、資産税課、収納課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

「賦課徴収情報ファイル」・「課税支援システムファイル」・「公的給付支給等口座情報ファイル」を取り扱う事務の内容



(備考)

八王子市の課税事務においては、情報元から収集した申告等情報により電子データ化し、税務調査及び連携情報を元に課税資料データを作成し、統合・賦課決定した賦課徴収情報ファイルを作成・管理する。

① 住基システムから住基情報を取得し対象者情報を作成 (共通)。

- ② 情報元から提出される申告等（市申告書・確定申告書・回送資料・年金支払報告書・給与支払報告書）情報を直接又は国税連携、eLTAXシステム経由で収集し、画像及び数値を電子化したうえで住基情報等で作成された課税対象者に申告等情報を紐付けし、統合・賦課決定した賦課徴収情報ファイルを作成（住民税・固定資産税）。※ただし、当初期以降は、直接税務システムに入力することもある。
- ③ 法務局の土地、家屋登記情報を収集し、賦課徴収情報ファイルを作成（固定資産税）。
- ④ 申告等情報に該当する課税対象者が存在しない場合は情報元への税務調査を行う（共通）。
- ⑤ 情報元への税務調査の結果、住民登録はないが八王子市で課税となる（住登外課税）者は、統合端末等により個人番号を取得し、税務システムに課税対象者として登録し、再度②の処理を実施する（共通）。また、登録した情報を宛名システムへ連携する。
- ⑥ 情報元への税務調査の結果、市外の納税義務者であることが判明した場合は、直接又は国税連携経由により、他自治体へ資料を送る（住民税）。
- ⑦ 数種の課税資料データを統合し、賦課決定を行うとともに、税額通知等を送付する。通知に関しては直接又はeLTAXを経由してとなる。
- ⑧ 決定・通知された賦課情報を直接又は宛名システム・庁内連携システム経由により、既存システム等へ連携（移転又は提供）する。また、八王子市で住登外課税した者が住民登録している他自治体へ八王子市で課税した旨の通知を送信（住民税）。
- ⑨ 担税力に乏しい者などから、減免申請を受理し、審査のうえ、決定又は却下通知を送付（共通）。
- ⑩ 納税義務者からの請求に応じ、各種（所得・課税・納税）証明を発行（共通）。
- ⑪ 必要に応じ、八王子市から情報元又は他自治体へ税務調査を実施。また、国税庁又は他自治体から八王子市への税務調査の対応を実施（共通）。
- ⑫ 給与支払者（特別徴収義務者）又は納税義務者に関し、異動（納税義務者の就退職・支払者の所在地変更等）に応じ、各種届の提出（住民税）。
- ⑬ 個人特定用に住民情報及び住民税賦課期日情報等をセットする。

※ ⑪の税務調査等により、決定された税額に賦課更正・賦課取消等の必要が生じた場合、速やかに⑤～⑨（個人住民税）、⑤・⑦・⑨（その他市税）の処理を行う。

※ ②の申告等情報及び⑫の各種届において、住民以外の情報元から紙媒体により直接八王子市へ提出されるものも存在する。

また、同様に⑥の他自治体への資料回送も紙媒体で実施されるものもある。

※ 業務委託については、システム保守委託、データ入力委託及び納付書等の封入封かん委託等を締結している。

<公的給付支給等口座情報>

A選付対象者に選付通知書を送付し、選付用口座に公金受取口座を利用する意思確認を行う。

B公金受取口座を利用する意思表示があった場合、公金受取口座情報の照会を行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1) 賦課徴収情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者	
その必要性	公平・公正な賦課徴収を目的としているため、対象者の特定個人情報を保有する必要がある。	
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、その他住民票関係情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 3. 国税関係情報、地方税関係情報 賦課徴収要件を確認するために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日	
⑥事務担当部署	八王子市財政部 税制課、住民税課、資産税課、収納課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、公的年金等支払者) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③入手の時期・頻度		1. 当初課税時期 課税資料提出及び申告受付時期(毎年1月～4月頃) 2. その他随時期 申告受付時及び課税対象者確定時(随時)
④入手に係る妥当性		1. 当初課税時期 地方税電子化協議会から電送される確定申告書、事業所(給与支払者)や公的年金支払者から市役所へ提出される各支払報告書、本人から提出される住民税申告書、それらのデータをもとに名寄せし、毎年定められた期日での税額決定の根拠とするため。 2. その他随時期 当初課税時期で捕捉できなかった課税客体の判明時などについては、個別に税額決定をするため。 3. 八王子市の住民基本台帳に登録されていない固定資産所有者を名寄せし、毎年定められた期日での課税決定の根拠とするため。
⑤本人への明示		賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、同法第317条の6、同法第343条、同法第380条、同法第383条及び同法第442条の2の条文並びに番号法の別表第2の第27の項に基づく。
⑥使用目的 ※		課税対象の正確な把握と公正な税額決定及び課税資料の名寄せの効率化のため。
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	八王子市財政部 税制課、住民税課、資産税課、収納課 市民部 浅川地域事務所、由木地域事務所、元八王子地域事務所、北野地域事務所、八王子駅南口総合事務所
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		1. 住民税課税管理 提出される課税資料の個人特定に用いる。 2. 収納管理 収納・還付・充当等の管理を行う。 3. 固定資産税 ①課税対象者の登録を行う。 ②1月1日現在に市内に固定資産を所有する者の資産情報の登録(更新)を行う。 4. 軽自動車税 ①課税対象者の登録を行う。 ②4月1日現在、市内に定置場が所在する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の車両情報及び所有している者、使用している者等を管理する。 5. 証明書発行に関する事務 課税対象者からの申請に基づき、地方税関係情報から課税・非課税証明書を発行する。 6. 宛名管理 課税対象者の登録を行う。 7. 中間サーバーへの情報提供 番号法に基づき、中間サーバーへ地方税関係情報を提供する。
	情報の突合 ※	提出される課税資料(申告書及び報告書等)に記載される個人番号を、住登者及び住登外者のデータ等をもとに作成する課税対象者データとの突合のキーとし、個人特定を行う。
	情報の統計分析 ※	個人番号による統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額や各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 5) 件 ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		住民税特別徴収税額決定通知書等の出力、封入封かん等業務委託
①委託内容		住民税特別徴収税額決定通知書等に関し、印字と封入封かん業務を委託する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及びその他課税調査対象者
	その妥当性	税額決定から発送までの期間と送付件数等を鑑み、効率・効果的に行うため専門業者に委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑤委託先名の確認方法		八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		富士フィルムシステムサービス株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合には、事前に委託先から会社名称、担当者名、委託の範囲等を記載した書面を提出させ、再委託の必要性や業務内容等を確認したうえで承認する。
	⑨再委託事項	チラシの印刷業務

委託事項2～5		
委託事項2		
課税資料データ入力委託		
①委託内容	紙で提出された給与支払報告書や公的年金支払報告書、住民税申告書等の課税資料について、そのデータのパンチ入力を委託し、電子データ化する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 ※ 提出された課税資料の該当者		
その妥当性 市への提出から税額決定までの期間と数量等を鑑み、効率・効果的に行うため専門業者に委託する必要がある。		
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	シティコンピュータ株式会社 東京支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		税務システム機器・ソフトウェア保守委託
①委託内容		システム機器及びソフトウェアの保守・運用支援業務を委託する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
	その妥当性	税務システムを安定稼働させるための運用保守を行うにあたって、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (税務システムを直接操作するのみであり、電子記録媒体等での受け渡しは) 行わない。
⑤委託先名の確認方法		八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社 首都圏支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合には、事前に委託先から会社名称、担当者名、委託の範囲等を記載した書面を提出させ、再委託の必要性や業務内容等を確認したうえで承認する。
	⑨再委託事項	税務システムの機器、ソフトウェアの運用保守(課税支援システム含む)

委託事項4		磁気テープ保管業務委託
①委託内容		税務システムのバックアップデータを記録した外部記憶媒体を安全に保管、集配送、警備を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
	その妥当性	火災、震災等により税務システムのデータが消滅した場合、データ復旧を行うにあたって特定個人情報ファイル全体を保管の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社ワンビシアーカイズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		情報システムオペレーション業務委託
①委託内容		オペレーション(バッチ実行・帳票印刷)のほか、システム異常を早期発見するための継続的な監視等のシステム運用業務を委託する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
	その妥当性	使用するコンピュータ及び関連機器の操作は非常に専門性が高く、システム運用を効率・効果的に行うにあたって、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (バッチ実行・帳票印刷等を市役所庁舎内のみで行っており、電子記録媒体等での受け渡しは行わない。)
⑤委託先名の確認方法		八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		有限会社 ティシーエス
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (67) 件 [☒] 移転を行っている (19) 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であつて、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があつた都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であつて、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があつた都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第4項)
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第6項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第8項)
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第11項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第16項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第18項)
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先14	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第28項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先15	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第29項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先16～20	
提供先16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第31項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第37項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先20	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第39項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

移転先1	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携
移転先2～5	
移転先2	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携

移転先7	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者及び課税調査対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課決定時及び月次で連携
移転先8	保育幼稚園課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携

移転先9	大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、南大沢保健福祉センター	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	納税義務者及び課税調査対象者情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課決定時及び月次で連携	
移転先10	成人健診課、保健総務課、大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、南大沢保健福祉センター	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	納税義務者及び課税調査対象者情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課決定時及び月次で連携	

移転先11～15	
移転先11	保健総務課、健康医療政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者及び課税調査対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	当初賦課決定時及び月次で連携
移転先12	
福祉政策課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携

移転先15	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携
移転先16～20	
移転先16	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携

移転先17	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携
移転先18	高齢者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	納税義務者、課税調査対象者及び税額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日次で連携

③消去方法	＜八王子市における措置＞ 1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を税務システムで消去する。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウド
7. 備考	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2) 課税支援システムファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本人申告及び給与支払者等から課税資料が提出された者(本人及びその配偶者・扶養親族等を含む)	
	その必要性	公平・公正な賦課徴収を目的としているため、対象者の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、連絡先、その他住民票関係情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 3. 国税関係情報、地方税関係情報 賦課徴収要件を確認するために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日	
⑥事務担当部署	八王子市財政部 税制課 住民税課 資産税課 収納課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、公的年金等支払者) ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☒ 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者) ☐ その他 ()	
②入手方法	☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (LGWAN)	
③入手の時期・頻度	1. 当初課税時期 毎年1月～3月中旬はほぼ毎日データ取込 2. その他更正申告等 その他の時期は概ね週に1回程度データ取込	
④入手に係る妥当性	1. 当初課税時期 他の課税資料との名寄せに使用し、毎年定められた期日での税額決定の根拠とするため 2. その他更正申告等 上記期間で捕捉できなかった課税対象の判明時等に関し、個別に税額決定をする必要があるため	
⑤本人への明示	地方税法において、確定申告書を提出した場合には住民税の申告をしたとみなされる旨の規定があり、他の法規等で税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。	
⑥使用目的 ※	課税対象の正確な把握と公正な税額決定及び課税資料の名寄せの効率化のため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	八王子市財政部 住民税課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	住民税課税処理 課税資料の名寄せや申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。	
	情報の突合 ※	賦課徴収情報ファイルとの間において、カナ氏名や生年月日とともに個人番号を突合のキーとし、個人特定を行う。
	情報の統計分析 ※	個人番号による統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額や各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		磁気テープ保管業務委託
①委託内容		課税支援システムのバックアップデータを記録した外部記憶媒体を安全に保管、集配送、警備を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	本人申告及び給与支払者等から課税資料が提出された者(本人及びその配偶者・扶養親族等を含む)
	その妥当性	火災、震災等により課税支援システムのデータが消滅した場合、データ復旧を行うにあたって特定個人情報ファイル全体を保管の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 ()
⑤委託先名の確認方法		八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社ワンビシアーカイブズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	データについては、定められた方法により入室管理を行っているサーバー室に設置するサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納しており、サーバー使用時以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。 1. 国税連携データ受信システムサーバー 指定のASP業者にて管理 2. 課税支援システムサーバー 市及び保守事業者にて管理 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [6年以上10年未満]
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため。 なお、ASP業者においては、サーバー内のデータは3年で消去する。
③消去方法	＜八王子市における措置＞ 1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を税務システムで消去する。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者にお いて、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	
7. 備考		
—		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(3) 公的給付支給等口座情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、特別徴収義務者又は第二次納税義務者	
その必要性	公平・公正な賦課徴収を目的としているため、対象者の特定個人情報を保有する必要がある。	
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (公金受取口座登録・連携ファイル関係情報)	
	その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、その他住民票関係情報 対象者の還付金発生時点の居住地情報を把握するために保有 3. 地方税関係情報 還付金に係る賦課情報を確認するために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和5年7月1日	
⑥事務担当部署	八王子市財政部 収納課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 (内閣総理大臣) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③入手の時期・頻度		随時期: 番号法別表第二主務省令第20条中、主務省令で定める情報として「公的給付支給等口座登録簿関係情報」の記載がある事務(還付事務)を行うとき。
④入手に係る妥当性		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下、公金受取口座登録法)に規定された地方税の還付に係る事務を円滑に行い、納税者の手続簡素化に寄与するため。
⑤本人への明示		番号法の別表第2の第27の項、公金受取口座登録法第9条
⑥使用目的 ※		地方税還付金の迅速な手続き、納税者利便性の向上
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	八王子市財政部 収納課
	使用者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		1. 収納管理 過誤納還付通知書の送付において、公金受取口座利用の意思確認を行う。 2. 宛名管理 公金受取口座利用の意思がある場合において、還付口座情報の登録を行う。 3. 情報提供ネットワークからの情報取得 番号法に基づき、中間サーバーへ公的給付支給等口座情報の提供依頼を行う。
	情報の突合 ※	提供を受けた公的給付支給等口座情報の氏名と、照会に使用した個人番号の該当者氏名を突合する。
	情報の統計分析 ※	個人番号による統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	本人意思確認のうえ、公金受取口座へ還付金振込を行う。
⑨使用開始日		令和5年7月1日

委託事項2～5		
委託事項2	情報システムオペレーション業務委託	
①委託内容	オペレーション(バッチ実行・帳票印刷)のほか、システム異常を早期発見するための継続的な監視等のシステム運用業務を委託する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者	
その妥当性	使用するコンピュータ及び関連機器の操作は非常に専門性が高く、システム運用を効率・効果的に行うにあたって、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (バッチ実行・帳票印刷等を市役所庁舎内のみで行っており、電子記録媒体等での受け渡しは行わない。)	
⑤委託先名の確認方法	八王子市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	有限会社 ティシーエス	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない	
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	＜八王子市における措置＞ 1. データについては、定められた方法により入室管理を行うサーバー室に設置するサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納しており、サーバー使用時以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。 2. 住民からの申請書等については、施錠可能なキャビネットに保管し、使用時以外は施錠する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [6年以上10年未満]
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため
③消去方法	＜八王子市における措置＞ 1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を税務システムで消去する。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

2 添付資料(別添2 特定個人情報ファイル記録項目)のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

- (1) 賦課徴収情報ファイル
(3) 公的給付支給等口座情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1. 税務システムへ情報の登録の際に、申請等の内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 2. 申請書等をシステムに入力後、別の担当者が審査者として確認(ダブルチェック)を行う。 3. 税務システムの操作者を記録しており、目的外の情報の入手が行われていないかについて操作ログを保存する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1. 申請等の入手に当たっては、必要な情報のみを記載する様式としており、また記載要領を提示し、必要な情報以外は入手しないようにする。 2. 申請書等をシステムに入力後、別の担当者が審査者として確認(ダブルチェック)を行う。 3. 税務システムの操作者を記録しており、目的外の情報の入手が行われていないかについて操作ログを保存する。
その他の措置の内容	提出された申請書等が、添付資料も含めて間違いのない書類であるか確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	1. 宛名システムの登録内容を確認し、存在しない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人確認を行う。 2. 税情報の登録に関して、本人あるいは代理人から申請書等を受領し、窓口で受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行う。 3. 税務システムを利用する必要がある職員等を特定し、定められた方法によって識別する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で身分証明書等の提示を受け、本人確認を行う。 ※身分証明書とは、個人番号カード、運転免許証等の官公署から発行され又は発給された書類その他これに類する書類である。
個人番号の真正性確認の措置の内容	1. 個人番号カード等の提示を受け本人確認を行う。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号の真正性の確認を行う。 3. 転入の際に個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、八王子市CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1. 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、その作業を行った者以外の者が必ず内容を確認する。 2. 税務システムでの個人番号入力時には、誤入力を防止するための検査機能により確認する。 3. 入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、八王子市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 4. 情報に誤りがあった場合に訂正を行う場合には、所属長の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 操作者を定められた方法によって認証することで限られた者しかアクセスさせない。 2. 申請書等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠ができるキャビネットに保管する。 3. 住民基本台帳ネットワークシステムから取得する場合は、特定の権限者以外は利用できないような仕組みを構築する。 4. 税務システムと接続するネットワークは、外部接続できないような措置を講じたネットワークで構成する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他のリスク: 職員等へのリスクへの対策の周知不徹底に伴う事故 そのリスクに対する措置: 窓口対応マニュアルを整備し、職員への教育をより充実させることで、周知の不徹底に伴う事故を防ぐ。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	1. 個人番号利用業務以外の業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 2. 個人番号利用業務以外の業務から賦課徴収情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供し、個人番号には一切アクセスできないようアクセス制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	その他のシステムから不正にアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われなくようにする。
その他の措置の内容	八王子市情報セキュリティポリシーに則し、特定個人情報を取り扱う者に対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 定められた方法により認証を行う。ユーザごとに利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 2. システムの利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないようにする。

アクセス権限の発効・失効の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	1. 発行管理 ①アクセス権限と業務の対応表を作成する。 ②業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、各所属長が業務に必要なアクセス権限のみを申請する。 ③申請に対して、システムの管理者が確認の上、アクセス権限を付与する。 2. 失効管理 権限を有していた職員等の異動退職情報を確認し、異動退職があった際は、各所属長が当該IDの失効を申請する。その申請に基づき、システムの管理者は、速やかに失効処理を行う。 3. 運用管理 アクセス権限と業務の対応表については、運用の形態に合わせて見直しを実施する。	
アクセス権限の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	1. 共用ユーザIDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 2. ユーザIDの管理が適切に行われているか、定期的に確認する。	
特定個人情報の使用の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	1. 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作処理記録を残す。（操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったかを記録する。） 2. 自動実行等による処理についても、実行の記録を残す。	
その他の措置の内容		ユーザID等について厳格に管理を行う。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容		1. 職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施する。 2. 他市町村や行政機関において発生したセキュリティ事故等について、情報共有及び八王子市での対策状況を確認し、必要があれば発生防止策を講じる。 3. 税務システムの操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、速やかに利用権限の変更・抹消を申請するよう各所属長に通知する。 4. 端末に対するUSB機器の接続制限を実施する。 5. 個人情報が記載されている印刷物は、シュレッダー処理を行う。 6. 機密性3の情報を電子メールにより送信することを原則禁止とする。	
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容		1. 端末に対するUSB機器の接続制限を実施する。 2. 複製の持ち出しは、各所属長の許可が必要。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
その他のリスク： 他人のIDの使用 そのリスクに対する措置： 他人のID等を使用しないように、また他人にID等を使用されないよう厳格な管理について研修を通して職員等に徹底させる。			

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認	外部委託業者の選定に際しては、委託内容に応じて、八王子市情報セキュリティポリシー等に従い、各所属長が業者に対して個人情報保護管理の体制が適切かどうかを適時確認する。 1. 個人情報保護に関する規定、体制の整備 2. 個人情報保護に関する人的安全管理措置 3. 従事者の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 4. 個人情報保護に関する技術的安全管理措置 5. 利用者の認証、許可、操作ログの記録 6. 個人情報保護に関する物理的安全管理措置（施錠管理、入退室管理等） なお、確認の結果、水準に満たない業者とは委託契約を行わない。
--------------------	---

具体的な制限方法	1. 委託にかかる実施体制の提出を義務付ける。 2. 委託事業者に対し、機密保持誓約書を提出させる。 3. 機密保持誓約書の提出があった者のみにシステムの操作権限を付与する。
----------	---

具体的な方法	システムにより作業者及び作業内容の操作ログを記録する。
--------	-----------------------------

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 契約において提供を禁止する。 2. 契約に基づき、個人情報等の管理状況等について、必要があれば随時に報告を求め調査を行う。
-----------------------------------	---

ルール内容及び ルール遵守の確認方 法	1. 契約において、提供した個人情報すべてについて消去義務を課し、書面にて確認する。 2. 契約に基づき、個人情報等の管理状況等について、必要があれば随時報告を求め調査を行う。 3. 返却時に本市から貸与した媒体等及び帳票作成用データ等の確認を送付票等の書類で行う。
------------------------------------	---

規定の内容	①秘密等の保持 ②受託事務従事者名簿の提出 ③受託事務従事者への秘密保持の周知 ④再委託の禁止又は制限 ⑤目的外利用の禁止 ⑥複写又は複製の禁止 ⑦作業場所の特定 ⑧返還義務 ⑨事故報告義務 ⑩加工した個人情報の提出義務 ⑪個人情報取り扱い状況の調査 ⑫個人情報取扱要領等の作成及び報告 ⑬調査及び定期報告
--------------	---

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない
具体的な方法		1. 契約において、事前に書面で承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う事務の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託しない。 2. 契約において、再委託先にも個人情報の取扱いに関する規定を適用する。 3. 管理状況を定期的に点検する。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
媒体等の運搬については、複数の人員で対応する。また、媒体等が直接目に見えないように積み、1名以上が運搬車両から離れないこと。			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		宛名システム及び庁内連携システムを利用した情報の提供・移転は全て記録を残しており、どのシステムから提供・移転の要求があったかまで記録される。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		番号法等の法令に基づく事務以外には提供・移転は行わない。また提供・移転の記録を残し、法令に基づかない利用がないか確認する。	
その他の措置の内容		1. 許可した提供・移転先のみデータを提供・移転する仕組みを備え、厳格に管理する。 2. 提供・移転に関する手続きの遵守を周知する。	
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容		1. データの提供・移転は、管理権限を付与された者のみが行う。 2. 許可した提供・移転先のみデータを提供・移転する仕組みを備え、厳格に管理する。	
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容		番号法等の法令で定められた相手に対し、提供・移転先に応じた項目のみを提供・移転できる仕組みをシステム上で構築する。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
その他のリスク： 他人のIDの使用 そのリスクに対する措置： 他人のID等を使用しないように、また他人にID等を使用されないよう厳格な管理について研修を通して職員等に徹底させる。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保する。 2. 中間サーバーと団体については仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1. 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応する(※)。 2. 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設ける。 3. 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減する。 4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応する。 2. 中間サーバーと団体については仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。 3. 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1. セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応する。 2. 中間サーバーと八王子市については仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。 3. 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1. セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応する。 2. 中間サーバーと八王子市については仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。 3. 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応する。 2. 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応する。 3. 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存システムの原本と照合するためのデータを出力する機能を有する。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保する。 2. 中間サーバーと八王子市については仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。 3. 特定個人情報を管理するデータベースは地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4. 特定個人情報の管理を八王子市のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<八王子市における措置> 1. 申請書等について、入力及び照合した後は、施錠できるキャビネットに保管する。 2. セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 3. 許可された者のみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となっている。 4. サーバー室内には監視設備として監視カメラを設置する。 5. バックアップ媒体は、サーバー室内の施錠管理されている場所で保管する。 6. 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバーに無停電電源装置を付設する。 7. バックアップ媒体の外部保管委託を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<八王子市における措置> 1. コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 2. 不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 3. セキュリティホールの緊急度に応じてセキュリティパッチを適用する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3. 導入するOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

	3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	申請等がある都度、税務システムのデータベースを正確に更新する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を税務システムで消去する。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 3. USBメモリを使用して特定個人情報の提供・移転を行う場合、使用後、速やかにUSBメモリ内のデータを消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他のリスク: 他人のIDの使用 そのリスクに対する措置: 他人のID等を使用しないように、また他人にID等を使用されないよう厳格な管理について研修を通して職員等に徹底させる。		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 課税支援システムファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	確定申告書や給与支払報告書及び公的年金等支払報告書等は、法令で規定された事項のみ記載されて提出されるため、当該事項以外は入手できない。 なお、国税連携データ受信システムは、国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報しか入手は行われない。 ※ 他市区町村に課税権があることが判明した場合は、速やかに他市区町村に回送する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	各課税資料の提出においては、法令等により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。 また、法令等により定められた様式で送信されることから、必要な情報以外を入手することをシステム上でも防止する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	eLTAXホームページ上で、eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムであることを明確にする。また、定められた方法でシステムに登録されている利用者しかeLTAXを利用することができない。これらによって利用者に、eLTAXで受付けた情報が、地方税事務のために使用されることを明示する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報の入手元(国税庁・給与支払者等)が番号法第16条(本人確認の措置)の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、八王子市が当該入手元から入手する際は同条が適用されない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	特定個人情報の入手元(国税庁・給与支払者等)が番号法第16条(本人確認の措置)の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、八王子市が当該入手元から入手する際は同条が適用されない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1. 税務システムでは、提出された課税資料の情報等を入力し一元管理することにより、税務調査に活用し、納税者の申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行う。 2. 国税連携データ受信システムで入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正された情報が国税庁から送信されてくる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	取扱うデータは全てLGWANを通じて八王子市が受信したものであるため、他のデータ混入及びデータ消失するリスクは存在しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
国税連携データ受信システムから課税支援システムへのデータ取込に関しては、LGWAN回線を介して直接住民情報ネットワーク端末に取込んでいる。 なお、データ移行は担当者のみが行い、使用する端末を限定する。 その他、個人情報の取り扱いに関しては、八王子市情報セキュリティポリシー等に準ずる。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	最終的な課税計算をする税務システムのうち、住民税課税に関するファイルとのみ、個人特定の紐付けを行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	最終的な課税計算をする税務システム以外には、データ提供は行っていない。 その他のシステムから不正にアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われない。
その他の措置の内容	八王子市情報セキュリティポリシーに則し、特定個人情報を取り扱う者に対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 定められた方法により認証を行う。ユーザごとに利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 2. システムの利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないようにする。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 発行管理 ①システムの管理者は、業務に必要なアクセス権限のみ申請する。 ②申請に対して、システムの管理者が確認の上、アクセス権限を付与する。 2. 失効管理 権限を有していた職員等の異動退職があった際、システムの管理者は、速やかに失効処理を行う。 3. 運用管理 アクセス権限と業務の対応表については、運用の形態に合わせて見直しを実施する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	共用ユーザIDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ユーザIDの管理が適切に行われているか、定期的に確認する。

特定個人情報の使用の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		1. システムの操作ログ出力により、使用者や使用端末、使用時間等を記録する。 2. データ移行にUSBメモリを使用する際には、使用記録簿に使用時間を記載する。なお、使用後は媒体にデータを残さず削除する。 3. 情報を印刷し持ち出す場合、使用後に必ずシュレッダー等で破砕処理を行う。	
その他の措置の内容		ユーザID等について厳格に管理を行う。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容		1. 担当のみならず、課員への情報セキュリティ教育及び研修を行う。 2. 他市町村や行政機関等において発生したセキュリティ事故等について、情報共有を行い、八王子市での発生防止に役立てている。 3. 課税支援システムの操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、速やかに利用権限の変更・抹消する。 4. 端末に対するUSB機器の接続制限を実施する。 5. 個人情報記載された印刷物はシュレッダー処理を行う。 6. 機密性3の情報は電子メールでの送信を原則禁止とする。	
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容		データの移行は許可されたUSBメモリしか利用できない。USBメモリの使用記録や使用後のデータ削除を徹底する。また、USBメモリのウイルスチェックも行う。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認		外部委託業者の選定に際しては、委託内容に応じて、八王子市情報セキュリティポリシー等に従い、各所属長が業者に対して個人情報保護管理体制が適切かどうかを適時確認する。 1. 個人情報保護に関する規定、体制の整備 2. 個人情報保護に関する人的安全管理措置 3. 従事者の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 4. 個人情報保護に関する技術的安全管理措置 5. 利用者の認証、許可、操作ログの記録 6. 個人情報保護に関する物理的安全管理措置(施錠管理、入退室管理等) なお、確認の結果、水準に満たない業者とは委託契約を行わない。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法		1. 委託にかかる実施体制の提出を義務付ける。 2. 委託事業者に対し、機密保持誓約書を提出させる。 3. 機密保持誓約書の提出があった者のみにシステムの操作権限を付与する。	

特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	システムにより作業内容及び作業内容の操作ログを記録する。	
特定個人情報の提供ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 契約において提供を禁止する。 2. 契約に基づき、個人情報等の管理状況等について、必要があれば随時に報告を求め調査を行う。	
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 八王子市情報セキュリティポリシーにおいて、個人情報を提供する場合は各所属長の許可を必要とする。 2. 契約において、市が指定した場所以外へ個人情報を持ち出す場合には、事前に書面で承諾を得ることとする。 3. 契約に基づき、個人情報の管理状況等について、必要があれば随時に報告を求め調査を行う。	
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	1. 契約において、提供した個人情報すべてについて消去義務を課し、書面にて確認する。 2. 契約に基づき、個人情報等の管理状況等について、必要があれば随時報告を求め調査を行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	①秘密等の保持 ②受託事務従事者名簿の提出 ③受託事務従事者への秘密保持の周知 ④再委託の禁止又は制限 ⑤目的外利用の禁止 ⑥複写又は複製の禁止 ⑦作業場所の特定 ⑧返還義務 ⑨事故報告義務 ⑩加工した個人情報の提出義務 ⑪個人情報取り扱い状況の調査 ⑫個人情報取扱要領等の作成及び報告 ⑬調査及び定期報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	1. 契約において、事前に書面で承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う事務の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託しない。 2. 契約において、再委託先にも個人情報の取扱いに関する規定を適用する。 3. 管理状況を定期的に点検する。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<八王子市における措置(課税支援システム)> - 取扱うデータは全てLGWANを通じて八王子市が受信したものであるため、他のデータ混入及びデータ消失するリスクは存在しない。 - セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 - 許可された者のみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となる。 - サーバー室内には監視設備として監視カメラを設置する。 - バックアップ媒体は、サーバー室内の施錠管理されている場所で保管する。 - 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバーに無停電電源装置を付設する。 <ASP業者における措置> - ICカードによる入退室制御の実施 - ICカード、指紋認証等による個人認証 - 職務に応じたアクセス範囲と権限設定の管理 - 作業記録、操作ログの取得と保管 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
		- コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 - 不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置している。	

	具体的な対策の内容	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	八王子市に提出される申告書の原本について、地方税法等の規定により定められた保存期間を遵守する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を国税連携データ受信システム、eLTAXシステム及び課税支援システムで消去する。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法		1. 評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、定期的に自己点検を実施する。 2. 運用状況の変更などによる各種マニュアルの見直しを定期的に行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容		八王子市情報セキュリティポリシー等に基づき、以下の観点による内部監査を随時実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ①評価書記載事項と運用実態のチェック ②個人情報保護に関する規定、体制整備 ③個人情報保護に関する人的安全管理措置 ④職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ⑤個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法		1. 研修計画を立て、研修を実施する。 2. 全庁的な研修として、職員等については、年に1回以上の情報セキュリティ研修を実施する。 3. 人事異動等により新たに配属された職員等に対し、研修マニュアルにより研修を実施する。 4. 研修した内容については、職員等の理解度をチェックする。理解度が達していない場合には、繰り返し研修を行い、理解度を高める。 5. セキュリティ事故の情報を庁内で共有する。 6. 職員等に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる従業者及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。

3. その他のリスク対策

個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律、八王子市情報セキュリティポリシー等に準ずる。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

記憶媒体を用いて特定個人情報ファイルを移送する際のリスクとして、次のとおり対策を講じる。

①磁気テープ保管先への移動における紛失リスク:

保管委託業者との契約において、その移動中の紛失リスクを減らすため、移動経路、移動方法、取扱人数等に関するセキュリティ上の措置について、契約書に明記する。

②委託先がUSBメモリ等を自社事業所に持ち帰る過程での紛失リスク:

特定個人情報ファイルの委託先への提供時に、セキュリティ管理者の許可を得た後、定められた方法により暗号化を行う。また、どのような情報をいつだれに提供したか記録を残す。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎事務棟2階 財政部税制課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)
②請求方法	必要事項を記載した開示・訂正・利用停止に関する請求書を請求先に提出する。
特記事項	—
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	「八王子市個人情報保護ファイル」を公表する。事務名は「個人市・都民税賦課事務」「土地の課税」「家屋の課税」「税務事務に係る照会回答事務」外6件である。
公表場所	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎事務棟1階 市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎事務棟2階 財政部税制課 電話番号 042-620-7396
②対応方法	問合せの内容及びその対応について、記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	八王子市市民参加条例に基づき、パブリックコメントによる意見の聴取を実施する。 パブリックコメントの実施に際しては、「広報はちおうじ」へ番号制度の概要と合わせ意見募集を行うことの記事を掲載するとともに、八王子市ホームページ、財政部税制課、各事務所、図書館、市政資料室において全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和6年7月1日(月)～令和6年7月31日(水)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年12月2日(月)
②方法	八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会による第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価指針の定める実施手続等に適合した評価手続が実施されており、その内容については評価の目的等に照らし妥当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月27日	I 7. 評価実施機関における 担当部署②所属長	税制課長 内田 哲生、住民税課長 関谷 健 司、資産税課長 大津 仁利、納税課長 水野 裕	税制課長 志萱 龍一郎、住民税課長 原 清、資産税課長 大津 仁利、納税課長 水野 裕	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
平成28年7月4日	I 2システム3. ②システムの 機能(前半部)	国税連携データ受信システムにて受信した確 定申告書データ等をUSBメモリを介して取込む システムで、以下の機能を有する。	住民税の当初課税資料となる給与支払報告書 や公的年金等支払報告書、国税連携データ受 信システムにて受信した確定申告書データ等を 取込むシステムで、以下の機能を有する。	事前	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
平成28年7月4日	I 2システム6. ②システムの 機能	eLTAXシステムで受信した給与支払報告書及 び公的年金等支払報告書等のデータをUSBメ モリを介して取込むシステムで、以下の機能を 有する。 1. データチェック データ属性や論理エラー等の各種エラー チェックをかける機能 2. 税務システム連携データ作成 最終的な課税計算をする税務システムに取 込むため、連携データを作成し、送付する機能	eLTAXシステムで受信した給与支払報告書等 のデータをUSBメモリを介して取込むシステ ムで、以下の機能を有する。 1. データチェック eLTAX利用者IDと事業所指定番号の紐付け 及びデータ属性や論理エラー等の各種エラー チェックをかける機能 2. 国税連携システム連携データ作成 個人特定及び他の課税資料との合算をする 国税連携システムに取込むための連携データ を作成し、送付する機能 3. 税額通知作成機能 給与からの住民税特別徴収に係る税額決定 通知を作成する	事前	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
平成28年7月4日	I (別添1)事務の内容			事前	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
平成28年7月4日	II 2. ③対象となる本人の範 囲 (国税連携システムファイル)	所得税の確定申告をする者(本人及びその配 偶者・扶養親族等を含む)	本人申告及び給与支払者等から課税資料が提 出された者(本人及びその配偶者・扶養親族等 を含む)	事前	重要な変更の対象であるが、 セキュリティを高め、リスクを 低減するものである。
平成28年7月4日	II 3. ①入手元 (国税連携システムファイル)		「行政機関・独立行政法人等」に公的年金等支 払者を追加 「民間事業者」(給与支払者・公的年金等支払 者)を追加	事前	重要な変更の対象であるが、 セキュリティを高め、リスクを 低減するものである。
平成28年7月4日	II 3. ③入手の時期・頻度 (国税連携システムファイル)	1. 確定申告受付時期	1. 当初課税時期	事前	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
平成28年7月4日	II 3. ④入手に係る妥当性 (国税連携システムファイル)	1. 確定申告受付時期	1. 当初課税時期	事前	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
平成28年7月4日	II 4. 委託事項1②対象となる 本人の範囲 (国税連携システムファイル)	所得税の確定申告をする者(本人及びその配 偶者・扶養親族等を含む)	本人申告及び給与支払者等から課税資料が提 出された者(本人及びその配偶者・扶養親族等 を含む)	事前	重要な変更の対象であるが、 セキュリティを高め、リスクを 低減するものである。
平成28年7月4日	II 4. 委託事項2②対象となる 本人の範囲 (国税連携システムファイル)	所得税の確定申告をする者(本人及びその配 偶者・扶養親族等を含む)	本人申告及び給与支払者等から課税資料が提 出された者(本人及びその配偶者・扶養親族等 を含む)	事前	重要な変更の対象であるが、 セキュリティを高め、リスクを 低減するものである。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月4日	Ⅱ 3. ④入手に係る妥当性 (住民税給報連携システム ファイル)	1. 確定申告受付時期	1. 当初課税時期	事前	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務 付けられない。
平成28年7月4日	Ⅱ 6. ①保管場所 (住民税給報連携システム ファイル)	2. 住民税給報連携システム サーバーは使用していない。セキュリティ区域 内である課内の指定端末にてデータを一時保 管する。	2. 住民税給報連携システム サーバーは使用していない。セキュリティ区域 内である課内の指定端末にてデータを一時保 管するのみで、速やかに国税連携システムへ データ移行する。 3. 国税連携システムサーバー 市役所本庁舎内サーバー室にて管理	事前	重要な変更の対象であるが、 セキュリティを高め、リスクを 低減するものである。
平成28年7月4日	Ⅲ 7リスク1. ⑤具体的な対策 の内容 (住民税給報連携ファイル)	<八王子市における措置(住民税給報連携シ ステム)> 1. 課内の指定端末にて一時保管するため、セ キュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 2. 許可された担当のみが使用可能となる。 3. 税務システムへデータを送付した後は、デー タの削除を行い、該当端末にデータを残さな い。	<八王子市における措置(住民税給報連携シ ステム)> 1. 課内の指定端末にて一時保管するため、セ キュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 2. 許可された担当のみが使用可能となる。 3. 国税連携システムへデータを送付した後 は、データの削除を行い、該当端末にデータを 残さない。上記のとおりセキュリティ管理された 国税連携システムサーバーに保存される。	事前	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務 付けられない。
平成28年7月4日	Ⅰ 7. 評価実施機関における 担当部署②所属長	税制課長 志萱 龍一郎、住民税課長 原 清、資産税課長 大津 仁利、納税課長 水野 裕	税制課長 志萱 龍一郎、住民税課長 内田 卓、資産税課長 大津 仁利、納税課長 堂畑 孝行	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務 付けられない。
平成29年9月14日	Ⅰ 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム システム2②シ ステムの機能	1. 住民税 住民税の課税資料のうち、給与支払報告書・ 公的年金等支払報告書・公的年金からの特別 徴収(以下、「年金特徴」という。)関連データを 受信し、住民税給報連携システムに取込むた めの連携ファイルを作成する機能。なお、住民 税給報連携システムには、USBメモリを介して データを移行する。	1. 住民税 住民税の課税資料のうち、給与支払報告書・ 公的年金等支払報告書・公的年金からの特別 徴収(以下、「年金特徴」という。)関連データを 受信し、住民税給報連携システムに取込むた めの連携ファイルを作成する。	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務 付けられない。
平成29年9月14日	Ⅰ 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム システム3②シ ステムの機能	住民税の当初課税資料となる給与支払報告書 や公的年金等支払報告書、国税連携データ受 信システムにて受信した確定申告書データ等 を取込むシステムで、以下の機能を有する。	住民税の当初課税資料となる国税連携データ 受信システムにて受信した確定申告書データ 等を取込むシステムで、以下の機能を有する。	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務 付けられない。
平成29年9月14日	Ⅰ 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム システム3③他 のシステムとの接続	[] 庁内連携システム	[○] 庁内連携システム	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務 付けられない。
平成29年9月14日	Ⅰ 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム システム4②シ ステムの機能	地方税電子化協議会から、LGWANを通じ、国 税庁に提出された確定申告書及び法定調書等 のデータを受信するシステムで、以下の機能を 有する。なお、国税連携システムにはUSBメモ リを介してデータを移行する。	地方税電子化協議会から、LGWANを通じ、国 税庁に提出された確定申告書及び法定調書等 のデータを受信するシステムで、以下の機能を 有する。	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務 付けられない。
平成29年9月14日	Ⅰ 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム システム6②シ ステムの機能	eLTAXシステムで受信した給与支払報告書等 のデータをUSBメモリを介して取込むシステム で、以下の機能を有する。 2. 国税連携システム連携データ作成 個人特定及び他の課税資料との合算をする 国税連携システムに取込むための連携データ を作成し、送付する機能	eLTAXシステムで受信した給与支払報告書や 公的年金等支払報告書等のデータや、CD-R等 の電子媒体で提出された前記データを取込む システムで、以下の機能を有する。 2. 税務システム連携データ作成 個人特定及び他の課税資料との合算をする 税務システムに取込むための連携データを作 成し、送付する機能	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務 付けられない。
平成29年9月14日	Ⅰ 7. 評価実施機関における 担当部署②所属長	税制課長 志萱 龍一郎、住民税課長 内田 卓、資産税課長 大津 仁利、納税課長 堂畑 孝行	税制課長 真辺 薫、住民税課長 内田 卓、 資産税課長 大津 仁利、納税課長 堂畑 孝 行	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務 付けられない。
平成29年9月14日	Ⅰ (別添1)事務の内容 (賦課徴収情報ファイル)			事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務 付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月14日	I (別添1)事務の内容 (国税連携システムファイル)			事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	I (別添1)事務の内容 (住民税給報連携システムファイル)			事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	II 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 (賦課徴収情報ファイル)	〔O〕フラッシュメモリ	〔 〕フラッシュメモリ	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項1 (賦課徴収情報ファイル)	市税納税通知書等の出力、封入封かん等業務委託	住民税特別徴収税額決定通知書等の出力、封入封かん等業務委託	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項1 ①委託内容(賦課徴収情報ファイル)	1. 住民税特別徴収税額決定通知書、普通徴収税額決定納税通知書、変更通知書等に関し、印字と封入封かん業務を委託する。 2. 土地・家屋納税通知書・納付書、償却資産納税通知書・納付書、課税資産明細書等に関し、印字と封入封かん業務を委託する。 3. 督促状及び催告書に関し、印字と封入封かん業務を委託する。	住民税特別徴収税額決定通知書等に関し、印字と封入封かん業務を委託する。	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報のファイルの範囲 その妥当性(賦課徴収情報ファイル)	1. 税額決定から発送までの期間と送付件数等を鑑み、効率・効果的に行うため専門業者に委託する必要がある。 2. 納期限から督促状発送までの期間が定められており、その発送件数等を鑑み、効率・効果的に行うため専門業者に委託する必要がある。	税額決定から発送までの期間と送付件数等を鑑み、効率・効果的に行うため専門業者に委託する必要がある。	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項2 ⑥委託先名 (賦課徴収情報ファイル)	シティコンピュータ株式会社 東京支社	株式会社 KSKデータ	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	II 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 (国税連携システムファイル)	〔O〕紙、〔O〕フラッシュメモリ	〔 〕紙、〔 〕フラッシュメモリ	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項2⑥ 委託名(国税連携システムファイル)	日本電気株式会社 西東京支社	株式会社 インテック	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	II 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 (住民税給報連携システムファイル)	〔O〕フラッシュメモリ	〔 〕フラッシュメモリ	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	I 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月14日	Ⅱ5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(賦課徴収情報ファイル タイトル)	添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-57)	添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-62)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	Ⅱ5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-59) 提供先55①	番号法第19条第7号 別表第2(120項)	番号法第19条第7号 別表第2(119項)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	Ⅱ5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-62) 提供先57①～⑦		提供先に「都道府県教育委員会又は市町村教育委員会」を追加。	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	Ⅱ5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-62) 提供先58①～⑦		提供先に「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長」を追加。	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	Ⅱ5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-62) 提供先59①～⑦		提供先に「個人住民税の給与所得に係る特別徴収義務者」を追加。	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	Ⅱ5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-62) 提供先60①～⑦		提供先に「個人住民税の公的年金に係る特別徴収義務者」を追加。	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	Ⅱ5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-62) 提供先61①～⑦		提供先に「市町村長」を追加。	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	Ⅱ5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-62) 提供先62①～⑦		提供先に「市町村長」を追加。	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	Ⅱ1. 特定個人情報ファイル 名(1) 賦課徴収情報ファイル 2. 基本情報⑤保有開始日	平成27年10月1日(予定)	平成27年10月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	Ⅱ5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6	生活福祉第二課	生活福祉地区第二課	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月14日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7	成人検診課	保険年金課	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	成人検診課	大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、南大沢保健福祉センター	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10	成人検診課	健康政策課	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11	成人検診課	健康政策課	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	Ⅱ 1. 特定個人情報ファイル名(2)国税連携システムファイル 2.基本情報⑤保有開始日	平成27年10月1日(予定)	平成27年10月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	Ⅱ 1. 特定個人情報ファイル名(3)住民税給報連携システムファイル 2.基本情報⑤保有開始日	平成27年10月1日(予定)	平成27年10月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	Ⅰ 7. 評価実施機関における担当部署②所属長	-	課長	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項2 ⑥委託先名 (賦課徴収情報ファイル)	株式会社 KSKデータ	シティコンピュータ株式会社 東京支社	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅰ 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 7.評価実施機関における担当部署	八王子市税務部 税制課、住民税課、資産税課、納税課	八王子市財政部 税制課、住民税課、資産税課、収納課	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅱ 2.基本情報 ⑥事務担当部署(賦課徴収情報ファイル)	八王子市税務部 税制課、住民税課、資産税課、納税課	八王子市財政部 税制課、住民税課、資産税課、収納課	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅱ 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署(賦課徴収情報ファイル)	八王子市税務部 税制課、住民税課、資産税課、納税課 市民部 浅川地域事務所、由木地域事務所、元八王子地域事務所、北野地域事務所、八王子駅南口総合事務所	八王子市財政部 税制課、住民税課、資産税課、収納課 市民部 浅川地域事務所、由木地域事務所、元八王子地域事務所、北野地域事務所、八王子駅南口総合事務所	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅱ 2. 基本情報 ⑥事務担当部署(国税連携システムファイル)	八王子市税務部 税制課 住民税課 資産税課 納税課	八王子市財政部 税制課 住民税課 資産税課 収納課	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅱ 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署(国税連携システムファイル)	八王子市税務部 住民税課	八王子市財政部 住民税課	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	Ⅱ 2. 基本情報 ⑥事務担当部署(住民税給報連携システムファイル)	八王子市税務部 税制課、住民税課、資産税課、納税課	八王子市財政部 税制課、住民税課、資産税課、収納課	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署(住民税給報連携システムファイル)	八王子市税務部 住民税課	八王子市財政部 住民税課	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	V 1. 特定個人情報の開示・訂正・使用停止請求 ①請求先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎議会棟2階 税務部税制課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎議会棟2階 財政部税制課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	V 2. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎議会棟2階 税務部税制課 電話番号 042-620-7218	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎議会棟2階 財政部税制課 電話番号 042-620-7218	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅵ 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	八王子市市民参加条例に基づき、パブリックコメントによる意見の聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、「広報はちおうじ」へ番号制度の概要と合わせ意見募集を行うことの記事を掲載するとともに、八王子市ホームページ、税務部税制課、各事務所、図書館、市政資料室において全文を閲覧できるようにする。	八王子市市民参加条例に基づき、パブリックコメントによる意見の聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、「広報はちおうじ」へ番号制度の概要と合わせ意見募集を行うことの記事を掲載するとともに、八王子市ホームページ、財政部税制課、各事務所、図書館、市政資料室において全文を閲覧できるようにする。	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出
令和3年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先1~20 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出
令和3年8月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの連携 リスク1 リスクに対する措置の内容	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出
令和3年8月31日	添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-62) 提供先21~55、57~58 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出
令和3年8月31日	添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-62) 提供先56 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出
令和3年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士ゼロックス株式会社	富士フィルムシステムサービス株式会社	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月13日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎議会棟2階 財政部税制課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎事務棟2階 財政部税制課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月13日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎議会棟2階 財政部税制課 電話番号 042-620-7218	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎事務棟2階 財政部税制課 電話番号 042-620-7396	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	I 基本情報2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	その他(滞納整理システム、国税連携システム、住民税給報連携システム、eLTAX)	その他(滞納整理システム、課税支援システム、eLTAX)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	I 基本情報2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	地方税電子化協議会 住民税給報連携システム	地方税共同機構 課税支援システム	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	I 基本情報2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	その他(住民税給報連携システム)	その他(課税支援システム)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月5日	I 基本情報2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システ ム3 ①システムの名称	国税連携システム	課税支援システム	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和5年7月5日	I 基本情報2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システ ム4 ②システムの機能	地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和5年7月5日	I 基本情報2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システ ム4 ③他のシステムとの接続	その他(国税連携システム)	その他(課税支援システム)	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和5年7月5日	I 基本情報2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システ ム6 住民税給報連携システ ム	システム6の記載全て	削除	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和5年7月5日	I 基本情報2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システ ム7～10	システム7～10	システム6～9(システム6削除による項番繰り上 げ)	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和5年7月5日	I 基本情報3.特定個人情報 ファイル名	(1)賦課徴収情報ファイル (2)国税連携システムファイル (3)住民税給報連携システムファイル	(1)賦課徴収情報ファイル (2)課税支援システムファイル (3)公的給付支給等口座情報ファイル	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和5年7月5日	I 基本情報4.特定個人情報 ファイルを取り扱う理由	2. 国税連携システムファイル 3. 住民税給報連携システムファイル 取扱う給与支払報告書及び公的年金等支払報 告書データ等に関し、名寄せを確実にを行うた め。	2. 課税支援システムファイル 3. 公的給付支給等口座情報ファイル 地方税の過誤納金還付処理において、公金 受取口座の利用確認を行うため。	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和5年7月5日	I 基本情報5.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下、「番号 法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下、「番号 法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律 第9 条	事前	重要な変更の対象である記載 項目「個人番号の利用」の変 更であるため。
令和5年7月5日	I 基本情報6.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情 報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、 16、18、23、26、27、28、29、31、34、3 5、37、38、39、40、42、48、54、57、58、 59、61、62、63、64、65、66、67、70、7 1、74、80、84、85の2、87、91、92、94、 97、101、102、103、106、107、108、11 3、114、115、116、119の項)	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情 報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、 16、18、20、23、26、27、28、29、30、3 1、34、35、37、38、39、40、42、48、53、 54、57、58、59、61、62、63、64、65、6 6、67、70、71、74、80、84、85の2、87、 91、92、94、97、101、102、103、106、1 07、108、113、114、115、116、117、12 0、121の項)	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月5日	(別添1)事務内容(賦課徴収情報ファイル)	見出し「賦課徴収情報ファイル」を取り扱う事務の内容	・見出し「賦課徴収情報ファイル」・「課税支援システムファイル」・「公的給付支給等口座情報ファイル」を取り扱う事務の内容 ・国税連携システムを課税支援システムに変更 ・住民税給報連携システムを削除、eLTAXシステム連携を課税支援システムに統合 ・情報連携内容にA還付通知、B口座照会を追加 ・備考欄 ＜公的給付支給等口座情報＞ A還付対象者に還付通知書を送付し、還付用口座に公金受取口座を利用する意思確認を行う。 B公金受取口座を利用する意思表示があった場合、公金受取口座情報の照会を行う。	事前	重要な変更の対象である記載項目「特定個人情報を取り扱う事務の内容」の変更であるため。
令和5年7月5日	添付資料(事務内容2・3)	国税連携システム及び住民税給報連携システムの事務内容	削除	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課徴収情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	日本電気株式会社 西東京支社	日本電気株式会社 首都圏支社	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課徴収情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑨再委託事項	税務システムの機器、ソフトウェアの運用保守	税務システムの機器、ソフトウェアの運用保守(課税支援システム含む)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課徴収情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先6 ②提供先における用途 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先6 ②提供先における用途 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課徴収情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先10 健康政策課	移転先10 成人健診課、保健総務課、大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、南大沢保健福祉センター	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課徴収情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先11 健康政策課	移転先11 保健総務課、健康医療政策課	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課徴収情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先12 健康政策課	移転先12 福祉政策課	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課徴収情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 2 添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-62)		提供先63、64、65、66、67を追加	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課徴収情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 2 添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-62)	提供先36 ②提供先における用途 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先36 ②提供先における用途 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課徴収情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 2 添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-62)	提供先37 ②提供先における用途 児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先37 ②提供先における用途 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課徴収情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 2 添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-62)	提供先55 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2(第119項)	提供先55 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2(第120項)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課徴収情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 2 添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-62)	資料名「2 添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-62)」	資料名「2 添付資料(賦課徴収情報ファイル提供先21-67)」	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税支援システムファイル) 1. 特定個人情報ファイル名	(2)国税連携システムファイル	(2)課税支援システムファイル	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税支援システムファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]紙	[○]紙	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税支援システムファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	国税連携システム	課税支援システム	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税支援システムファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	国税連携システム	課税支援システム	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税支援システムファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	委託事項2記載全般	削除	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税支援システムファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	2. 国税連携システムサーバー 市役所本庁舎内サーバー室にて管理	2. 課税支援システムサーバー 市及び保守事業者にて管理	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税支援システムファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を国税連携システム及び国税連携データ受信システムで消去する。	1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を課税支援システム及び国税連携データ受信システムで消去する。	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税給報連携システムファイル)	記載全般	削除	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅱ ファイルの概要(公的給付支給等口座情報)		公的給付支給等口座情報について新規作成	事前	重要な変更の対象である記載項目「特定個人情報に記録される主な項目」の変更であるため。
令和5年7月5日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	特定個人情報ファイル記録項目全般	特定個人情報ファイル記録項目全般を新税システムに合わせ修正	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月5日	Ⅲリスク対策(プロセス)賦課徴収情報ファイル 1 特定個人情報ファイル名		(3) 公的給付支給口座情報を追加	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅲリスク対策(プロセス)賦課徴収情報ファイル 1 特定個人情報ファイル名	(2) 国税連携システムファイル (3) 住民税給報連携システムファイル	(2) 課税支援システムファイル	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅲリスク対策(プロセス)賦課徴収情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入えい・紛失するリスク	特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)(におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 国税連携データ受信システムから国税連携システムへのデータ取込及びeLTAXシステムから住民税給報連携システムへのデータ取込に関しては、ネットワーク接続がないため、USBメモリを使用する。 USBメモリは事前に登録された媒体のみを使用対象とし(登録外の媒体は接続制限により使用できない)、メモリの使用記録簿への記載と、使用後のデータ削除を徹底する。	特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)(におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 国税連携データ受信システムから課税支援システムへのデータ取込に関しては、LGWAN回線を介して直接住民情報ネットワーク端末に取込んでいる。	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅲリスク対策(プロセス)賦課徴収情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	リスクに対する措置の内容 3. 国税連携システムの操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、速やかに利用権限の変更・抹消する。	リスクに対する措置の内容 3. 課税支援システムの操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、速やかに利用権限の変更・抹消する。	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅲリスク対策(プロセス)賦課徴収情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去	具体的な対策の内容 ＜八王子市における措置(国税連携システム)＞ 1. 取扱うデータは全てLGWANを通じて八王子市が受信したものであるため、他のデータ混入及びデータ消失するリスクは存在しない。 2. セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 3. 許可された者のみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となる。 4. サーバー室内には監視設備として監視カメラを設置する。 5. バックアップ媒体は、サーバー室内の施錠管理されている場所で保管する。 6. 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバーに無停電電源装置を付設する。 ＜八王子市における措置(住民税給報連携システム)＞ 1. 課内の指定端末にて一時保管するため、セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 2. 許可された担当のみが使用可能となる。 3. 国税連携システムへデータを送付した後は、データの削除を行い、該当端末にデータを残さない。上記のとおりセキュリティ管理された国税連携システムサーバーに保存される。 ＜ASP業者における措置＞ 1. ICカードによる入退室制御の実施 2. ICカード、指紋認証等による個人認証 3. 職務に応じたアクセス範囲と権限設定の管理 4. 作業記録、操作ログの取得と保管	＜八王子市における措置(課税支援システム)＞ 1. 取扱うデータは全てLGWANを通じて八王子市が受信したものであるため、他のデータ混入及びデータ消失するリスクは存在しない。 2. セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 3. 許可された者のみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となる。 4. サーバー室内には監視設備として監視カメラを設置する。 5. バックアップ媒体は、サーバー室内の施錠管理されている場所で保管する。 6. 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバーに無停電電源装置を付設する。 ＜ASP業者における措置＞ 1. ICカードによる入退室制御の実施 2. ICカード、指紋認証等による個人認証 3. 職務に応じたアクセス範囲と権限設定の管理 4. 作業記録、操作ログの取得と保管	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅲリスク対策(プロセス)賦課徴収情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を国税連携システム、国税連携データ受信システム、eLTAXシステム及び住民税給報連携システムで消去する。	1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を国税連携データ受信システム、eLTAXシステム及び課税支援システムで消去する。	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月5日	Ⅳその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	個人情報の取扱いに関しては、八王子市個人情報保護条例、八王子市情報セキュリティポリシー等に準ずる。	個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律、八王子市情報セキュリティポリシー等に準ずる。	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	制限)及び別表第2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4		
	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課徴収情報ファイル) 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<八王子市における措置> 1. データについては、定められた方法により入室管理を行うサーバー室に設置するサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納しており、サーバー使用時以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。 2. 住民からの申請書等については、施錠可能なキャビネットに保管し、使用時以外は施錠する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<八王子市における措置> 1. データについては、定められた方法により入室管理を行うサーバー室に設置するサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納しており、サーバー使用時以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。 2. 住民からの申請書等については、施錠可能なキャビネットに保管し、使用時以外は施錠する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、		
	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課徴収情報ファイル) 6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<八王子市における措置> 1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を税務システムで消去する。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<八王子市における措置> 1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を税務システムで消去する。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ ファイルの概要（課税支援） 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	データについては、定められた方法により入室管理を行っているサーバー室に設置するサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納しており、サーバー使用時以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。 1. 国税連携データ受信システムサーバー 指定のASP業者にて管理 2. 課税支援システムサーバー 市及び保守事業者にて管理	データについては、定められた方法により入室管理を行っているサーバー室に設置するサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納しており、サーバー使用時以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。 1. 国税連携データ受信システムサーバー 指定のASP業者にて管理 2. 課税支援システムサーバー 市及び保守事業者にて管理 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。		
	Ⅱ ファイルの概要（課税支援） 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を課税支援システム及び国税連携データ受信システムで消去する。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を課税支援システム及び国税連携データ受信システムで消去する。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。		
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（公的給付支給等口座情報） 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜八王子市における措置＞ 1. データについては、定められた方法により入室管理を行うサーバー室に設置するサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納しており、サーバー使用時以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。 2. 住民からの申請書等については、施錠可能なキャビネットに保管し、使用時以外は施錠する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜八王子市における措置＞ 1. データについては、定められた方法により入室管理を行うサーバー室に設置するサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納しており、サーバー使用時以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。 2. 住民からの申請書等については、施錠可能なキャビネットに保管し、使用時以外は施錠する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数の		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(公的給付支給等口座情報) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<八王子市における措置> 1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を税務システムで消去する。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<八王子市における措置> 1. 地方税の賦課徴収事務において、不要となった特定個人情報を税務システムで消去する。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメ		
	ファイル記載項目		「242 森林環境税額 243 定額減税額 244 森林環境税免除額 245 定額減税後所得割額」を追加		
	Ⅲ リスク対策(プロセス)賦課徴収情報・公的給付支給口座情報 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<八王子市における措置> 1. 申請書等について、入力及び照合した後は、施錠できるキャビネットに保管する。 2. セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 3. 許可された者のみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となっている。 4. サーバー室内には監視設備として監視カメラを設置する。 5. バックアップ媒体は、サーバー室内の施錠管理されている場所で保管する。 6. 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバーに無停電電源装置を付設する。 7. バックアップ媒体の外部保管委託を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<八王子市における措置> 1. 申請書等について、入力及び照合した後は、施錠できるキャビネットに保管する。 2. セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 3. 許可された者のみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となっている。 4. サーバー室内には監視設備として監視カメラを設置する。 5. バックアップ媒体は、サーバー室内の施錠管理されている場所で保管する。 6. 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバーに無停電電源装置を付設する。 7. バックアップ媒体の外部保管委託を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 賦課徴収情報・公的給付支給口座情報 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<八王子市における措置> 1. コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスバターの更新を行っている。 2. 不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 3. セキュリティホールの緊急度に応じてセキュリティパッチを適用する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3. 導入するOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システム上のガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 課税支援 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<八王子市における措置(課税支援システム)> 1. 取扱うデータは全てLGWANを通じて八王子市が受信したものであるため、他のデータ混入及びデータ消失するリスクは存在しない。 2. セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 3. 許可された者のみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となる。 4. サーバー室内には監視設備として監視カメラを設置する。 5. バックアップ媒体は、サーバー室内の施錠管理されている場所で保管する。 6. 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバーに無停電電源装置を付設する。 <ASP業者における措置> 1. ICカードによる入退室制御の実施 2. ICカード、指紋認証等による個人認証 3. 職務に応じたアクセス範囲と権限設定の管理 4. 作業記録、操作ログの取得と保管	八王子市が受信したものであるため、他のデータ混入及びデータ消失するリスクは存在しない。 2. セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 3. 許可された者のみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となる。 4. サーバー室内には監視設備として監視カメラを設置する。 5. バックアップ媒体は、サーバー室内の施錠管理されている場所で保管する。 6. 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバーに無停電電源装置を付設する。 <ASP業者における措置> 1. ICカードによる入退室制御の実施 2. ICカード、指紋認証等による個人認証 3. 職務に応じたアクセス範囲と権限設定の管理 4. 作業記録、操作ログの取得と保管 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 課税支援 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	1. コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 2. 不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置している。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		
	Ⅳ リスク対策(その他) 1. 監査 ②監査 具体的な内容	八王子市情報セキュリティポリシー等に基づき、以下の観点による内部監査を随時実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ①評価書記載事項と運用実態のチェック ②個人情報保護に関する規定、体制整備 ③個人情報保護に関する人的安全管理措置 ④職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ⑤個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。	八王子市情報セキュリティポリシー等に基づき、以下の観点による内部監査を随時実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ①評価書記載事項と運用実態のチェック ②個人情報保護に関する規定、体制整備 ③個人情報保護に関する人的安全管理措置 ④職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ⑤個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。		
	Ⅳ リスク対策(その他) 3. その他のリスク対策	個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律、八王子市情報セキュリティポリシー等に準ずる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 記憶媒体を用いて特定個人情報ファイルを移送する際のリスクとして、次のとおり対策を講じる。 ①磁気テープ保管先への移動における紛失リスク: 保管委託業者との契約において、その移動中の紛失リスクを減らすため、移動経路、移動方法、取扱人数等に関するセキュリティ上の措置について、契約書に明記する。 ②委託先がUSBメモリ等を自社事業所に持ち帰る過程での紛失リスク: 特定個人情報ファイルの委託先への提供時に、セキュリティ管理者の許可を得た後、定められた方法により暗号化を行う。また、どのような情報をいつだれに提供したか記録を残す。	個人情報保護に関する法律、八王子市情報セキュリティポリシー等に準ずる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 記憶媒体を用いて特定個人情報ファイルを移送する際のリスクとして、次のとおり対策を講じる。 ①磁気テープ保管先への移動における紛失リスク: 保管委託業者との契約において、その移動中の紛失リスクを減らすため、移動経路、移動方法、取扱人数等に関するセキュリティ上の措置について、契約書に明記する。 ②委託先がUSBメモリ等を自社事業所に持ち帰る過程での紛失リスク: 特定個人情報ファイルの委託先への提供時に、セキュリティ管理者の許可を得た後、定められた方法により暗号化を行う。また、どのような情報をいつだれに提供したか記録を残す。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		
	VI 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	2022/11/30			
	VI 評価実施手続 2.国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日	令和5年3月1日(水)～令和5年3月31日(金)	令和6年7月1日(月)～令和6年7月31日(水)		
	VI 評価実施手続 3.第三者点検 ①実施日	令和5年6月23日(金)			